

公 告

関税法第42条第2項の規定に基づき、下記のとおり保税蔵置場の許可期間を更新したので、同条第3項により公告する。

記

1 更新を認められた者の住所及び名称

山口県下関市東大和町一丁目10番12号

株式会社松岡

(法人番号 : 7250001006345)

2 保税蔵置場の名称及び所在地

株式会社松岡下関物流センター

山口県下関市東大和町一丁目8番30号、10番12号

3 更新した期間

自 令和8年2月1日

至 令和14年1月31日

令和8年1月6日

門司税関長

弓削 州司